

瀬戸内市監査委員公表第2号

令和7年度定期監査及び行政監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和7年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じない旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月30日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

監査結果		所管部署	措置状況
指摘事項	供用する備品について備品台帳が適切に整備されていないことは、規則に違反していると認められる。	教育委員会 総務学務課	誤った金額を入力していた電話機について、正しい金額に修正し、備品登録を完了した。
		教育委員会 牛窓中学校	備品登録をして備品台帳を整備しました。
		教育委員会 牛窓西小学校	備品台帳への登録漏れや金額の誤りは、令和7年10月31日付けで全て登録修正が完了しました。
		教育委員会 牛窓北小学校	備品台帳への登録漏れの備品は、令和7年10月6日付けで全て登録が完了しました。
指導事項	未使用となっている設備に係る光熱水費について、経済性、有効性の観点から、施設を使用する他部署とも調整の上、ガスの使用方法について検討する必要があると認められる。	教育委員会 総務学務課	学校教育活動・社会体育・避難所運営で関係する、牛窓中学校、社会教育課、危機管理課と協議し、1月26日に牛窓中学校体育館のガスの閉栓を完了した。
		教育委員会 牛窓中学校	学校施設管理・社会体育・避難所運営で関係する、総務学務課、社会教育課、危機管理課と協議し、1月26日に牛窓中学校体育館のガスの閉栓を完了しました。
指導事項	瀬戸内市業務継続計画において作成することとされている業務マニュアルの整備について検討するとともに、職員の罹災を防止するため、オフィス家具の固定や家具上の重量物の固定、飛散防止などの防災対策等を検討していく必要があると認められる。	教育委員会 牛窓北小学校	罹災防止のため環境を見直し、家具・ロッカー等の固定、飛散防止対策を順次行いました。